

※受講番号

宅地建物取引士法定講習受講申込書

年　月　日

公益社団法人 和歌山県宅地建物取引業協会 会長 殿
 公益社団法人 全日本不動産協会和歌山県本部 本部長 殿

下記により和歌山県知事の指定する宅地建物取引士の講習の受講を申し込みます。

記

登録番号	第 号		
受講希望日	年 月 日		
ふりがな			
氏名			
住所	(〒　　—　　)		
連絡先 電話番号	自宅 (　　) — 勤務先 (　　) —		
	携帯 (　　—　　—　　)		
性別	男・女		
生年月日	T・S・H 年 月 日 生		
取引士証 有効期限	年 月 日まで (新規発行の場合記入不用)		
従事する宅地 建物取引業者 の商号(名称)		免許 番号	国土交通大臣 第 号 和歌山県知事
備考			

(注意)

1. 記入は黒か青のインク又はボールペンで楷書で書き、数字は算用数字を用い、該当するものには○で囲んでください。
2. ※印のところは記入しないで下さい。

宅地建物取引士証
交付申請書

証紙欄

(4,500円分)
(消印してはならない)

※16,500円を振込み頂いた場合は県証紙購入は不要。

2.4cm

写真

下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和 年 月 日

和歌山県知事殿

郵便番号 ()

申請者住所

氏名

印

申請の種類

1. 新規

2. 更新

3. 登録の移転

受付番号

* [REDACTED]

受付年月日

* [REDACTED]

申請時の登録番号

[REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED]

受講年月日

* [REDACTED]

住所				電話番号() -
(フリガナ)				
氏名				
生年月日	大正・昭和・平成			年 月 日
業務に従事している 宅地建物取引業者に 関する事項	商号又は名称			
	免許証番号	国土交通大臣 知事	()	第 号
新規の場合	試験の合格後 1年を経過しているか否かの別	1年を経過して	{ い る い な い }	
更新又は登録 の移転の場合	現に有する取引士証 の有効期限	年	月	日

この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

* 令和 年 月 日

講習実施者

印

確認欄

* [REDACTED]

備 考

① 申請者は * の欄には記入しないこと。

② 「申請の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3	0	0	0	1	0	0	
---	---	---	---	---	---	---	---	--

 東京都知事登録第000100号の場合]

02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事(石狩)
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事(渡島)
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事(檜山)
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事(後志)
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事(空知)
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事(上川)
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事(留萌)
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事(宗谷)
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事(網走)
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事(胆振)
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事(日高)
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事(十勝)
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事(釧路)
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事(根室)

④ 「試験の合格後1年を経過しているか否かの別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

⑤ 登録の移転の申請と同時に宅地建物取引主任者証の交付の申請をする場合には、「申請時の登録番号」の欄は記入しないこと。

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和 年 月 日

和歌山県知事殿

申請者 氏名

印

生年月日 大・昭・平 年 月 日

電話番号 () -

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

* [REDACTED]

* [REDACTED]

[REDACTED]-[REDACTED]-[REDACTED]

項目番 ◎申請者に関する事項

11

変更年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

変更後	フリガナ	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

変更前	フリガナ	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

確認欄
* [REDACTED]

12

変更年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

変更後	郵便番号	[REDACTED]
	住所市区町村コード	[REDACTED]
	住 所	[REDACTED]
	電話番号	[REDACTED]

都道府県 市区郡 区町村

変更前	住所	[REDACTED]
-----	----	------------

確認欄
* [REDACTED]

13

変更年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

変更後	本籍市区町村コード	[REDACTED]
	本 籍	[REDACTED]

都道府県 市区郡 区町村

変更前	本籍	[REDACTED]
-----	----	------------

確認欄
* [REDACTED]

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14

変更年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

変更後	商号又は名称	[REDACTED]
	免許証番号	() [REDACTED]

変更年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
-------	--

変更前	商号又は名称	[REDACTED]
-----	--------	------------

免許証番号	国土交通大臣 知事	() 第 号
-------	--------------	---------

確認欄
* [REDACTED]

備 考

- ① 申請者は * の欄には記入しないこと。
- ② 登録を受けている事項のうち、変更があつたものについてのみ記入すること。
- ③ 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表により該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。
また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

3	0	0	0	1	2	3	4	
---	---	---	---	---	---	---	---	--

 和歌山県知事登録第001234号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
01		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（網走）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「変更年月日」の欄は、最初の□には元号のコードとして「H」を記入するとともに、□に数字を記入するに当たつては、空位の□に「0」

を記入寸スニル

(記入例)

H	0	1	年	0	8	月	2	3	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 [平成元年8月23日の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名との間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

- ⑥ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村コードを記入すること。

- ⑦ 「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

小	松	原	通	1	—	1	
---	---	---	---	---	---	---	--

- ⑧ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	7	3	—	4	3	2	—	4	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑨ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。

なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0
---	---	---	---	---

 と記入すること。

- ⑩ 「本籍」の欄は、⑨により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおりに、上段から左詰めで記入すること。
なお、外国籍の場合は記入しないこと。

(記入例)

小	松	原	通	1	丁	目	1	番	地
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑪ 「商号または名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。

- ⑫ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表により該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）イに従うこと。

また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) ア

3	0	(5)			1	0	0
---	---	---	---	---	--	--	---	---	---

 [和歌山県知事(5)第100号の場合]

イ

9	9	()				5	0
---	---	---	---	--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]